

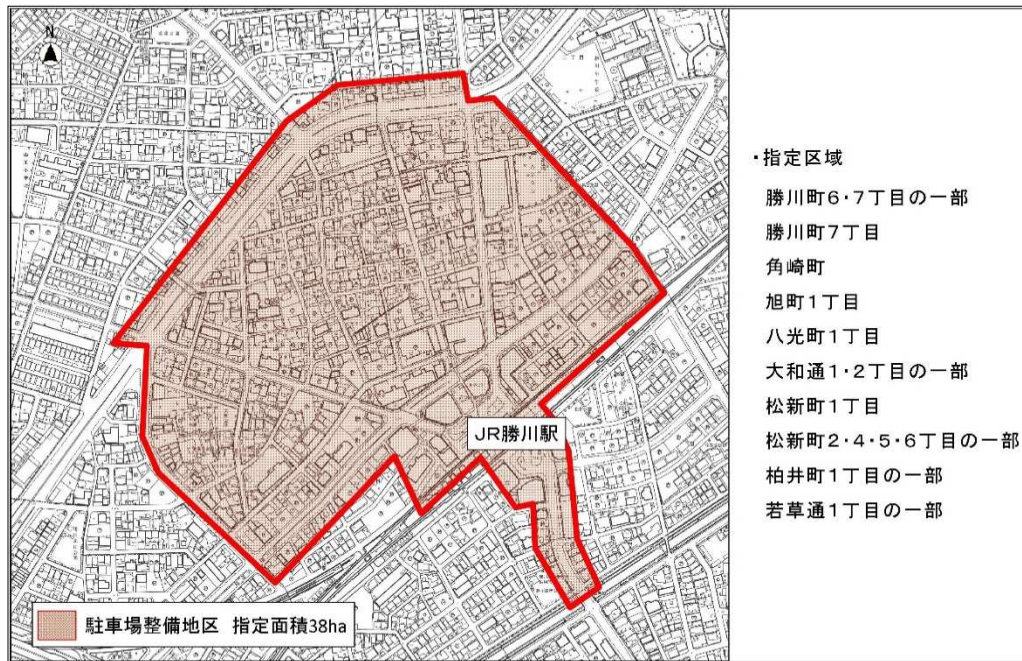
春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（中間案）の概要

1 条例の概要について

駐車場整備地区内に一定規模以上の建築物の新築、増築等をする場合は、「春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、その規模に応じた駐車施設を敷地内に附置し、春日井市に届出をすることが義務付けられています。

（平成3年3月28日施行）

駐車場整備地区



2 改正の概要について

近年の共同住宅への配送需要の増加等に伴う荷さばき駐車施設の不足解消や車両の大型化等に対応するため、国は駐車場法施行令の改正（令和8年4月1日施行）及び「標準駐車場条例（地方公共団体が駐車場法に基づき条例を定める際に参考にするひな形）」の改正を行いました。本市も国の改正に合わせ、条例の見直しを行います。

詳しくは次のページをご覧ください。

駐車場法施行令の改正について 別紙1

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000118.html

標準条例の改正について 別紙2

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000119.html

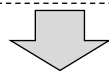
3 改正内容について

①駐車施設の附置が必要な建築物

〔現行〕 次の面積が 1,000 m²を超える建築物には、駐車施設の附置が必要

$$\text{特定用途部分}_{(1)} \text{の床面積(m}^2\text{)} + \text{非特定用途部分}_{(2)} \text{の床面積(m}^2\text{)} \times \frac{1}{2}$$

- (1) 特定用途 … 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場
- (2) 非特定用途 … 上記以外



〔改正案〕 次の面積が 1,000 m²を超える建築物には、駐車施設の附置が必要

$$\text{特定用途（共同住宅を除く）部分}_{(1)} \text{の床面積(m}^2\text{)} + \text{共同住宅及び非特定用途部分}_{(2)} \text{の床面積(m}^2\text{)} \times \frac{1}{2}$$

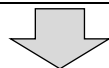
- (1) 特定用途 … 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、**共同住宅**
- (2) 非特定用途 … 上記以外

※規模の大きい共同住宅には荷さばき駐車場の設置を義務付けつつ、規模の小さい共同住宅はこれまでと同様の取り扱いをするための改正です。

②附置義務台数の算定方法

〔現行〕 延べ面積に応じ、下表で計算した必要台数の駐車施設附置が必要

延べ面積	原単位 必要台数（小数点以下切り上げ）
6,000 m ² 未満	$\text{床面積} \div 150_{(m^2)} \times \alpha$ $\alpha = 1 - \frac{1,000_{(m^2)} \times (6,000_{(m^2)} - \text{延べ面積}_{(m^2)})}{6,000_{(m^2)} \times \beta - 1,000_{(m^2)} \times \text{延べ面積}_{(m^2)}}$ $\beta = \text{特定用途部分の床面積}_{(m^2)} + \text{非特定用途部分の床面積}_{(m^2)} \times \frac{1}{2}$
6,000 m ² 以上	床面積 $\div$ 150 _(m²) 原単位



〔改正案〕 延べ面積に応じ、下表で計算した必要台数の駐車施設附置が必要

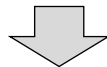
延べ面積	必要台数（小数点以下切り上げ）
6,000 m ² 未満	$\text{床面積} \div 150_{(m^2)} \text{（特定用途）} \times \alpha、$ $\text{床面積} \div 450_{(m^2)} \text{（共同住宅及び非特定用途）} \times \alpha$ $\alpha = 1 - \frac{1,000_{(m^2)} \times (6,000_{(m^2)} - \text{延べ面積}_{(m^2)})}{6,000_{(m^2)} \times \beta - 1,000_{(m^2)} \times \text{延べ面積}_{(m^2)}}$ $\beta = \text{特定用途（共同住宅を除く）部分の床面積}_{(m^2)} + \text{共同住宅及び非特定用途部分の床面積}_{(m^2)} \times \frac{1}{2}$
6,000 m ² 以上	$\text{床面積} \div 150_{(m^2)}$ $\text{床面積} \div 450_{(m^2)} \text{（共同住宅及び非特定用途）}$

※駅周辺の土地の有効活用を促進するため、原単位を共同住宅及び非特定用途のみ標準条例で示す 450 m²に変更します。

③駐車施設の規模

[現行] 附置する駐車施設の規模

- 1 1台につき 11.5 m²以上
そのうち、附置義務台数の3割(小数点以下切上)は1台につき 15 m²以上
- 2 50台あたりに1台の割合で、車イス利用者用の駐車施設(幅 3.5m以上、奥行 6 m以上)



[改正案] 附置する駐車施設の規模

- 1 1台につき 11.5 m²以上
そのうち、附置義務台数の3割(小数点以下切上)は1台につき 15 m²以上
- 2 車イス利用者用の駐車施設(幅 3.5m以上、奥行 6 m、**高さ 2.3m**以上)

規模：①附置義務台数が 200 以下の場合は 50 台に 1 台

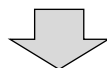
②附置義務台数が 200 を超える場合は 100 台に 1 台+2 台

④荷さばきのための駐車施設の確保

[現行] 特定用途に供する部分の床面積が 2,000 m²を超える建築物を新築する場合は、用途に応じ以下の台数以上(小数点以下切上)の荷さばきのための駐車施設の附置が必要。

店舗	事務所	倉庫	その他の特定用途建築物
3,000 m ² につき 1 台	5,000 m ² につき 1 台	1,500 m ² につき 1 台	4,000 m ² につき 1 台

- ・延べ面積が 6,000 m²未満の場合は、当該合計した数値に $\left(1 - \frac{6,000(\text{m}^2) - \text{延べ面積}(\text{m}^2)}{2 \times \text{延べ面積}(\text{m}^2)}\right)$ を乗じた台数
- ・荷さばきスペースの規模は幅 3 m以上、奥行 7.7m以上、はり下の高さ 3 m以上



[改正案] 特定用途に供する部分の床面積が 2,000 m²を超える建築物(**共同住宅の用途においては床面積が 2,000 m²を超え、戸数が 50 戸以上の建築物**)を新築する場合は、用途に応じ以下の台数以上(小数点以下切上)の荷さばきのための駐車施設の附置が必要。

店舗	事務所	倉庫	その他の特定用途建築物	共同住宅
3,000 m ² につき 1 台	5,000 m ² につき 1 台	1,500 m ² につき 1 台	4,000 m ² につき 1 台	100 戸につき 1 台

- ・延べ面積が 6,000 m²未満の場合は、当該合計した数値に $\left(1 - \frac{6,000(\text{m}^2) - \text{延べ面積}(\text{m}^2)}{2 \times \text{延べ面積}(\text{m}^2)}\right)$ を乗じた台数
- ・荷さばきスペースの規模は幅 3 m以上、奥行 7.7m以上、はり下の高さ **3.2m**以上

⑤罰則に関する表記について

- ・第 16 条について、本文の「罰金刑」を「刑」と改め、「ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。」を削除

※標準条例の表記に合やすものであり、改正前後の内容に変わりはありません。